

香川県オリーブ公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第76号

香川県オリーブ公園規則の一部を改正する規則

香川県オリーブ公園規則（昭和63年香川県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中	「住所 氏名 〔法人その他の団体にあつては、 名称及び代表者の氏名〕」	を	「住所 氏名 〔法人その他の団体にあつては、 名称及び代表者の氏名 電話番号（ ） — 〕」	に改め、注4を削る。
第2号様式中	「住所 氏名 〔法人その他の団体にあつては、 名称及び代表者の氏名〕」	を	「住所 氏名 〔法人その他の団体にあつては、 名称及び代表者の氏名 電話番号（ ） — 〕」	に改め、注を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。